

令和6年度 第1回神戸市屋外広告物審議会
議 事 要 旨

令和6年8月29日

令和6年度 第1回 神戸市屋外広告物審議会 議事要旨

日 時	令和6年8月29日(木) 13時～15時21分
場 所	中央区文化センター 1112 会議室
次 第	1 開会 2 あいさつ 3 審議 地上広告物の今後のあり方について 4 閉会
出席者	角松会長、磯山委員、勝沼委員、木原委員、中村委員、長濱委員、藤本委員、古澤委員

議事要旨

(事務局) 開会の辞。配布資料の確認。

令和4年度に審議にいただいた郊外インターチェンジ周辺地域の広告物等景観保全地区の指定については、令和5年10月31日に指定し、令和6年1月31日より施行することができた。様々な専門的観点よりご意見いただきましたこと感謝申し上げます。

本日の審議会は、インターチェンジ周辺の地域の取り組み状況の報告や、同一壁面における表示の仕方を引き続き審議いただく。

大阪・関西万博に関連する相談も増えてきているところであり、今後、万博の機運醸成のため、このような広告の取扱いということについてもご意見いただきたいと考えている。

○審議会成立の確認等

委員8名全員出席。委員の過半数の出席により会議の成立を確認・一部非公開とすることを決定。

○審議

議題 広告物等景観保全地区の指定(郊外インターチェンジ周辺地域)

(事務局) 資料について説明

令和4年度の審議会において、ガイドラインを審議いただいたところ。

令和5年10月31日に告示し、令和6年1月31日に施行した。この告示に先立ってパブリックコメントを実施している。パブリックコメントについて意見が1通あったが、反対ではないものの、車の運転者にとってインターチェンジ付近は要注意義務のある場所であり、広告看板はあまり見ていないと思うので、意味がないのではないかと、また、走行する車両からは、文章よりも一瞬で印象に残りやすいロゴマーク等の方が良いのではないかとという意見を頂いた。

神戸市としての回答は、こういった意見を踏まえて審議会の議を経ながら考えていくという回答をしている。

また、今回の指定地区23か所について資料に沿って紹介する。

(指定地区の紹介)

神戸三田 IC、長尾ランプ、吉尾ランプ、有馬口 IC、箕谷 IC、箕谷ランプ、布施畑西 IC、伊川谷 IC、玉津 IC に修景が必要な看板がある状態であるので、修景を進めていくところである。

議題 同一壁面における同一表示内容広告物について

(事務局) 資料について説明

今の基準では 30m 離れていれば同一壁面に同一表示内容があっても問題ないが、店舗入口のロゴや企業名、駐輪場等の案内等、30m 離れていないと出してはいけないということになっている。

現状では、こういったものを許可しようとすると、色を変える、ロゴを変える等の小手先の話になっていて、どうにか無理して対応してきたところがある。だが、あまりにも同じ意匠を連続で出されるのも問題になりそうなので、事務局としては、他都市を参考にしながら規則改正をすることを検討しているところである。

改正の趣旨としては、先ほど例に出した「駐輪場はこちら」というような案内やロゴマークの表示等、ある程度許容できるものは許可できるよう規則化しようという考えである。

委員意見及び事務局説明等

(会長)

「建築物の施設への円滑な誘導」になっているかという判断が難しいのでは。

(委員)

広告の話と、表札の話と、デザインの話という 3 つをまとめて広告物という中で取り扱っているから難しい話になっている。事業者としても繰り返し広告を打ちたいということではなく、入口上部には表札として視認させるために掲出したいという思いがある。

また、ロゴに関しては壁面デザインの一部として、ロゴをモチーフにするパターンもある。これは広告をしたいわけではなく、あくまでもロゴは壁面デザインの一部である。こういったケースをまとめてガイドラインとして統一しようとするのが難しい。どうしても「配慮」というような曖昧な言葉のガイドラインしか作れないことになってしまう。

(委員)

そもそも 30m 離さないといけないという基準の根拠はなんなのか。

(事務局)

当初は、並べて表示しても不快感を与えない距離とか、視認できない距離といった判断があったかと思うが、どう判断したかの資料は見つけられなかった。

(委員)

大きな工場であれば、道路から見たときに 1 か所では物足りないという話になることはありえる。30m 以上の緩和があった際は、そういったものに対して規制緩和されたのだろう。

それが残ってしまっていて、スケールダウンした店舗入口でもおなじ規制をしてしまっている。それがおかしいのではないかと思う。

(委員)

30m の規制は厳しすぎると思う。ヒューマンスケールで見る 1 階レベルはそこまで規制は必要ないのではないかと。

(委員)

今回の改正案は、ある程度協議に持ち込もうということなのだろう。

(事務局)

その通り。ある程度判断できる場所があった方がいいのではないかと考えている。

(委員)

現在の規制だと、2か所に同じロゴがついた時点で一切ダメということになってしまう。この改正案はある程度協議ができる部分があるのであれば、評価できる内容だと思う。ただ、いろいろな意見が出て、これを逆手にとる事業者もいるかも知れない。

(委員)

前例作って「あれが良いのならこれも」と粘られそうなパターンではある。

(委員)

ただ、現状では正しく申請しよう思っているところの相談の入口でふさいでしまっている。

(会長)

表札機能と誘導機能と壁面デザインと広告が混ざっているという指摘だが、自家用に限るとか、広告ではないものに限るということはあり得るのか。

(事務局)

ある程度パターンを見てみないと分からないところはあるが、あまり固めてしまって、後々になってこんなものが出てきた、というようなことはないようにしたい。

(委員)

他都市を参考にしたとのことだったが、他都市で困った事例はあるのか。

(事務局)

文字だけを読んでいくと、どうしてもここは許可できるがここは不可、というようなところが出てくる。色を変えてもらって認めるとか、これは同じ意匠の連続なので不可、という判断は難しい。

具体的な事例は今申し上げられないが、どうとでも読めてしまう部分は出てくる。「あの件が許可できたならこちらも」というものに対して、全てに個別対応するのはなかなか難しい。

ただ、せつかく経済的に神戸市に進出しようという企業や店舗をここで排除したくないというのが1番の考え方。現在の改正案であれば、ある程度「あそこはできるのに…」という話はでてくるだろうが、門前払いするよりはずっといいのではないかと考えている。

(会長)

今日の段階での議論のまとめとしては、今回実際問題になったような事例ではほぼ問題がない、もっと認めていいようなものがあるのではないかということについて意見の一致は得られた。

また、30mの根拠が必ずしも十分ではないことから、将来的にはそれ自体の見直しも考えられるけれども、差し当たり、提案のように緩和する例外規定を設けるという方向性自体にはいいのではないかという議論があった。ただ方向性について、具体的にどういう風な文言にするのか、また、自家用的なものに限定することなど考えられるかなどの議論があったので、引き続き、前向きな方向で検討してはどうかというのがこちらのまとめだった。という形ではよろしいか。

(委員)

調和に配慮しているかどうかを誰が判断するかという仕組みも必要だ。

(会長)

協議の方法を明確化し、ガイドラインや考慮事項のようなものがあるといいのだが。

(委員)

低層部に限って緩和するのはいいことだと思う。遠景の方は都市景観として守っていくべき。

(委員)

低層部の考え方として、駅と建物がデッキで繋がっているような場所では、GLからの高さでいうと2階の高さになってしまう。これは禁止ですよと言われてしまうと困るので、そのあたりも考慮すべき点かと思う。

(会 長)

書ききれないのは当然だが、もう少し検討を進めていただければと思う。

議題 大阪・関西万博にかかる広告物の取り扱いについて

(事務局) 資料について説明

事業者より、万博の機運醸成のため自社ビルに広告物を掲出したいという相談があった。面積が370㎡程あり、規格違反となってしまうものである。

神戸市の万博に対する考え方としては、万博を機に多くの方が関西に来られるので関西全体、ひいては神戸市の経済の活性化につなげていくために経済界と行政が一体となって取り組んでいくべきというものであり、万博に関する広告物については規格基準に収まっていない場合でも、特例として認める包括的な方向性を決めたいと思っている。

なぜ包括的かというと、9月から11月がPR重点期間となっており、同じような話が出てくる可能性があり、同じ内容で審議いただくのは手間になるということと、スピード感をもって対応したいと思っているためである。ただ、実際の申請があった際には委員の皆様へ情報提供させていただいて、ご意見をいただいたうえで判断するという風に考えている。

許可期間について、万博は2025年の4月13日から10月13日までとなっているため、万博終了後1か月程度を検討している。

また、意匠内容については、万博の広告物を掲出する場合、博覧会協会の許可が必要あるため、その許可を取っていることを条件としていきたいと思っている。

委員意見及び事務局説明等

(委 員)

この特例を使う対象は今回の事例だけなのか。万博関連全てなのか。

(事務局)

万博に関連した広告物について、規格基準を超えているものについては特例を適用する方針。

※規格基準：壁面の1/3に収めること、面積について住居系は30㎡、商工系は70㎡以下であること。

(会 長)

面積基準と、壁面の1/3で特例を認めたいというのが趣旨である。その際、個別に審議会は開けないが、各委員に情報提供は行う。それから、期間は終了後1か月で限定される。また、博覧会協会の許可がある、というのを前提にしているということで、審議対象は明確になったかと思う。

(委 員)

万博は盛り上がりしてほしいと思っているが、ここまで景観をいじめてやらないと調整ができないのかという点は残念である。

いろいろなメディアがあるにも関わらず、安易にお金をかければできるところに走ってほしくなかったという思いがある。イベント的にやるのは反対しないので、低層部では展開してもらったら

良いと思うが、今回はかなり高い位置なので。

また、近隣のマンションのバルコニーや廊下などからは見えないということか。

(事務局)

見ようと思えば見えると思うが、日常生活のなかで目の前に飛び込んでくるような状況ではないという報告を受けている。

(会長)

決して審議会として良いと判断したわけではなく、これは機運を盛り上げたいというのが神戸市の総意であり、やむを得ず承認するということかなと思う。

また、先ほど指摘があったように、近隣の居住者に大きな影響が及ぶようなものは、神戸市として事前に却下して欲しいと思う。

(事務局)

今回の事業者に対しても、そういった話はしているところである。実際に今後同じような相談は出ないかもしれないが、今回いただいたような意見をもとに、次からの案件に当たりたいと思う。

(委員)

図案は正面から見えているが、窓や柱で凹凸が出てくると思う。施工方法によってかなり見え方のイメージが違ふと思うし、たぶん下からしかしっかり見えないのではないかな。

(事務局)

少し離れた場所からだと図案のように見えるのではないかなと思う。近くに行くと街路樹等がありほとんど見えない。

(委員)

国家イベントなので仕方ないのかなと思う。

大きな組織になると、設置場所や視認性というよりも、万博を応援しているという姿勢を出していることが大事になってくるのではないかな。

少なくとも、事前に周辺住民に周知をすることは条件にした方が良いでしょう。1歩間違えると、神戸市から許可もらったからという態度になる事業者もいる。近隣のマンションの管理組合等にこういった内容の広告をこの期間に行いますというような周知はさせるべきだろう。

(会長)

包括的な方向性としては承認するものの、居住者への配慮は重要な問題として取り扱うべきという意見が出たということで締めさせていただく。

議題 その他 ミューラルアートの報告

(事務局) 資料について説明

事前に協議として回らせていただいた、ミューラルアートに関する報告である。ニュースや新聞でも取り上げられ、地元のオリンピックを応援するという意味で一定の効果はあったのではないかなと思う。オリンピック前後に現地確認したところ、見物客がおり、写真に撮っている様子だった。

神戸市に対しても、ミューラルアートを行った事業者に対しても、近隣の方からの苦情は無かったと聞いている。今後、アートとしてどうやって認めていくかという話がまた出てくるとは思うが、場所や期間を限定するなど、色々なことを条件につけながら許可し

ていくことになるかと思う。

屋外広告物としては、この件は受け身になるのではないかと思っており、こういった活動をしたという話がでてきた際に議論できればと思っている。

委員意見及び事務局説明等

(委員)

これは描いたままになるのか。

(事務局)

令和7年3月末までの許可になっている。

(委員)

労働基準法でいえば、今回のように足場を設置して作業するときは安全帯をかけなくてはならないというルールがあるが、例えば墜落事故を起こしたらどこに責任があるのか気になった。先ほどの万博の件も、設置作業はゴンドラになると思うが安全対策は必須である。その辺の責任は許可した人なのか、描いた人なのか、スポンサーなのか、分からなかった。例えば許可した側に責任がくる話なのであれば、安全対策は特にお願いしなければならないと思う。

(事務局)

基本的には申請者に責任を負っていただくものである。屋外広告物の申請のなかで、あらゆる法律を確認してそこまで検査して許可を出すというのは難しい。許可の条件として、安全対策を行うようにという内容はつけていきたいと思う。

(委員)

テーマがテーマだったので反対されなかったのだと思うが、アートというカテゴリーが定まっていない状況で「アートだから許可する」では良くないと思っている。

その辺りはまた検討していただければと思う。

(会長)

その他、意見がなければこれを以って本日の審議を終了とする。